

2018年12月21日

公認資格制度の標準化に係る関連諸規程の改正

(改正の主な内容)

- 公認資格標準化の概要
 - 全柔連には現在以下の3種類の公認資格がある。
審判員、形審査員、指導員
 - これらは相互に似て非なる制度となっており、現場の混乱を招いている。本件は、これらをできる限り標準化するとともに、制度の明確化を図るものである。
→公認審判員規程、公認柔道指導者資格制度規程、公認形審査員規程の改正

- 公認資格標準化の方向
 - 公認資格の有効要件
資格の有効要件を明確化し、要件を欠いた場合は直ちに有効でなくなることにする。
 - 公認資格の有効期間
用語を統一するとともに、有効期間の定義を明確化する。
 - 公認資格の再有効化
資格が有効でなくなった場合に再有効化する要件を明確にする。
具体的には資格の有効要件不備を形式要件不備と実質要件不備に区分する。
 - ◇ 形式要件不備により資格が有効でなくなった場合は、形式要件を満たすことにより資格が再び有効となる。
 - ◇ 実質要件不備に関しては、資格が停止または剥奪されることにより有効条件不備となる。
 - 会員登録
 - ◇ 現在指導員のみ特殊な取り扱いとなっているので、審判員、形審査員と平仄を合わせる。→登録規程の改正が必要
 - ◇ 学校顧問特例資格は、柔道未経験者が生徒を大会へ引率することを目的に実質的にはボランティアで行っているため、登録費を無料としたうえで登録を義務とする。

○ 大学生公認資格取得促進制度の概要

- 現状では大会・講習会参加、審判・指導者活動等実施のほかに全柔連登録のメリットがなく、これらの活動を行わない者は登録を継続しないケースが多い。
- これに対応するため、大学生に対し公認資格取得を奨励し、公認資格の維持を全柔連登録のインセンティブとしたい。
- 具体的な取得促進策として、大学生に対し審判員・指導者講習の無料化、公認資格登録費の無料化を行う。

以上